

# 東南アジア史学会第 62 回研究大会

## 報告要旨集

\* この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり、研究大会当日に配布されたものではありません。

## 隣組・字常会の歴史的展開

### ジャカルタにおける 1966 年の RT・RW 法制化を中心に

小林和夫（東京都立大学大学院）

本発表では、ジャカルタにおける都市住民組織ルクン・トゥタンガ（Rukun Tetangga，以下 RT）及びルクン・ワルガ（Rukun Warga，以下 RW）の 1966 年の法制化を中心に取り上げ、両組織の淵源とされる日本のジャワ軍政期の隣組・字常会との制度的な連続性について試論することを目的としている。

ジャワ軍制期の隣組・字常会は、インドネシア独立後に RT・RK（Rukun Kampung，以下 RK）へと改組された。その後、RT・RK は急激な人口都市化によって肥大化しつつあった都市行政と都市住民との架橋を目的として法令文書「ジャカルタ首都特別区 RT・RW RT・RW 要綱に関するジャカルタ首都特別区州知事決定令第 Ib.3/2/14/1966 号、以下 1966 年 1966 年知事決定令（Surat Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta No.Ib.3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta）」によってジャカルタで初めて RT・RW として法制化された。その後、1983 年には「RT 及び RW 設置に関する 1983 年内務大臣規定 7 号（Peraturan Menteri Dalam Negeri Nomor 7 Tahun 1983 tentang Pembentukan Rukun Tetangga dan Rukun Warga）」によってインドネシア全国でも両組織が設置され現在に至っている。RT・RW は、法的には一貫してインドネシアの地方行政システム上の正式な単位ではないと位置付けられてきたが、実際には家族カード（kartu keluarga）や国民証（KTP）の発給補助業務から、夜警、清掃、祭礼、葬儀等を行う包括的な役割を担う住民組織となっている。

近年、町内会・自治会を研究する日本の都市社会学者の手によって、フィリピン、韓国、香港、中国などのアジア諸国の町内会・自治会類似組織の研究報告が盛んにされてきているが、同類似組織の中でも、日本のジャワ軍政下での隣組・字常会が直接的な組織の淵源とされているにも関わらず、文献、実証研究ともに全体的な究明が最も立ち遅れているのがインドネシアの RT・RW である。また、インドネシア地域研究者の側からも RT・RW の存在については部分的な言及が成されてきているものの、法制上の位置付けや内容に関しては詳細には検討されてこなかった。

発表では、倉沢愛子の研究による知見とジャワ軍制期に発行されていた「Asia Raya」「Soeara Asia」「Tjahaja」「Djawa Baroe」などの新聞・雑誌から、ジャワ軍制期の隣組・字常会の機能をまず略述する。次に、Selo Soemardjan, Sullivan, Boedisantosa, Suwarno などの研究にみる隣組・字常会改組後のジャワの RT・RK のあり様を考察する。その後で「1966 年知事決定令」の内容と、同決定令の署名者である元ジャカルタ州知事 Ali Sadikin に対して 1998 年 9 月に筆者が行ったインタビューを通して、隣組・字常会と RT・RW との制度的な連続性を提示したい。

RT・RW は「相互扶助 = gotong royong」という公定イデオロギーの下で、スハルト開発体制の与党ゴルカルルの集票組織及び末端地方行政の補完的エージェントと変容してきたと言われている。今後の課題として、1966 年法制化以降の両組織の変容過程を、歴史社会的に再構築することが求められる。更に、他の発展途上諸国の都市住民組織との比較も踏まえ、ジャカルタでの実証研究によって都市政治研究の根幹を成す「権力と参加」の問題へと考察を進めていきたい。

## カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立 1970-1975 年

野口博史（上智大学国際関係研究所）

カンボジア内戦の過程と結果はポル・ポト政権成立の直接的原因であるのみならず、第三次インドシナ紛争の遠因でもある。両問題の検討にはカンボジア内戦期におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の関係とその変化を明らかにする事が不可欠である。

現在までに公表されてきた研究では、カンボジア共産党指導者の反ベトナム感情や内部の派閥対立に焦点が当てられてきたが、本発表では近年ベトナムや中国で編纂された文献・統計資料、機密解除された米国公文書や紛争中に捕獲された文書等を用いて、両者の相互依存関係や対立原因を説明したい。これによって両者の対立が、イデオロギー的相違や中ソ対立の波及よりも軍需物資の補給や配分といったより実際的な問題によって発生した事を示しうる。1960年代後半において中国とベトナム労働党は一致してカンボジア共産党の「武装闘争」に反対しつつあった。両者はベトナム解放勢力に対する主要な物資仲介者であるシハヌーク政府との友好関係をより重視したのである。しかし1970年にシハヌーク追放政変が発生すると、両者はシハヌークとカンボジア共産党の連合を主導し、カンボジア国内における支配地域拡大と民衆の動員を助けた。5年にわたった内戦中に中国とベトナム労働党が援助した軍需物資は7千トンを超える。一方ベトナム解放勢力のメコンデルタに対する物資補給はすべてカンボジアを経由し、また72年まで食料の9割以上をカンボジアで買い付けていた。こうした相互依存関係にもかかわらず、カンボジア共産党は60年代に中国やベトナムから圧力を受けた事を教訓として71年7月に「独立・主権」路線を確定した。また、ベトナム労働党の援助の大半がカンボジア共産党中央ではなく地方勢力向けであったことからカンボジア共産党はベトナムがカンボジア抵抗勢力を「分割統治」しようとしているのではないかと、という疑念を持った。

71年5月に中国は米国との関係改善を控えてベトナム労働党に36億元という空前の援助を与え、労働党は72年における「全インドシナにおける戦略的進攻」を策定した。しかし、この計画においてカンボジア共産党への軍事援助は350トン程度という低い水準に抑えられる一方でカンボジアでの食料買い付けは増大した。更にカンボジアに駐屯するベトナム解放勢力主力軍のほとんどが南ベトナムに復帰することによってカンボジアのみで敵味方の勢力比が不利に変化する事が予定された。カンボジア共産党は、恐らくはこうした状況に反発して米の買い付けを妨害し、72年後半からはベトナム解放勢力向けの補給を略奪し始めた。カンボジア共産党の反発は、ベトナム労働党や中国がプノンペン政府との和平交渉やシハヌークの国内訪問に圧力をかけたことで深刻なものとなった。

しかし、73年前半にカンボジア共産党の短期決戦を目指した「総攻撃・総蜂起」が失敗し、ベトナム労働党も紛争の政治的解決が不可能という認識を強めた結果、両者の相互認識は再び改善に向かった。74年に、中国はカンボジアに対して5千トンを超える大量援助を与え、75年初頭にベトナム・カンボジア両党は協力して攻勢を行なった。

しかしながら、カンボジア共産党は中国やベトナムの利己的な振る舞いに翻弄されたという認識を深め、敵ばかりか味方も信用できないという信条を持つに至り、これが75年以降の対外・国内政策に大きな影響を与えたと考えられる。

## シンガポールにおける女性と政治:ナショナリズム, 国家建設, ジェンダー

田村慶子(北九州大学)

東南アジアにおける女性と政治というテーマは, 東南アジアでも日本でもいまだ十分な蓄積がなされているとはいいがたい。女性が人口の約半分を占めているにもかかわらず, 女性の政治的プレゼンスがきわめて小さく, また政治舞台が圧倒的に男性によって支配されているという現実, は, 女性と政治というテーマをほとんど不問に付してきたといえよう。

本報告は, シンガポールの女性と政治の関わりを, 独立運動と国家建設の歩みのなかで検討することで, シンガポールの政治や社会の現状と問題点を描き出すことを課題とする。言いかえれば, シンガポールの独立以後の歩みを, ジェンダーの視点から捉え直す試みでもある。

1959年, イギリスからの内政自治権委譲にともなう総選挙で勝利した人民行動党(PAP)は, 党の政策綱領に重婚の禁止や女性の地位向上を謳った。PAPの政党綱領の実現でもある61年の「女性憲章」は, 植民地時代からの男女の封建的・従属的關係の変革に大きな意味を持つ画期的なものであった。しかし, 65年のマレーシアからの突然の分離・独立以後, 女性の政治参加は大きく後退した。PAP政府は, 小さな都市国家を生存・繁栄させるために経済発展を優先し, 女性政策はこれまでの女性の地位向上や保護という視点を離れて, 女性の経済的動員に移行したからである。だが, 80年代になって「先進国並み」の生活水準を達成すると, 再び女性に政治参加を呼びかけるようになった。PAPは84年総選挙には16年ぶりに女性候補者を立て, 89年には70年に自然消滅した党の婦人部を復活させた。これは80年代に入ってPAPの支持率が長期低落傾向をみせはじめたこと, そのために国民をPAPの下に糾合しつづけるべく, 経済的成功に代わる新たな国民統合の価値として打ち出された「国民共有価値」(1)個人よりも社会, 社会よりも国家を優先, (2)社会の基本的な単位は家族, (3)社会は個人を優先して支援する, (4)争いよりも合意, (5)人種的・宗教的調和)と「家族の価値」(1)愛, ケア, 関心, (2)相互信頼, (3)親孝行, (4)コミットメント, (5)コミュニケーション)普及のためである。

儒教的要素の強い「国民共有価値」と「家族の価値」の宣伝・普及の下で, よき妻・母としての女性の役割が強調されるようになった。例えば, 68年以来男女共通の選択科目(中等教育課程)であった技術科目が85年からは男子のみの科目となり, 女子は家庭科が必修となった。この改訂にあたって政府は「女の子は女の子であり, それゆえ将来の妻として母として労働者として訓練されなければならない」と述べている。このように政府の女性政策は「女性=家庭優先+仕事, 男性=仕事」という二分法に基づいたものであり, ゆえに仕事を続ける女性の負担は重い。近年極端に下がっているこの国の女性の出生率, 特に高学歴女性の出生率低下は, 彼女たちの「静かなる反乱」を表わしているといえるのではない。だが, 復活したPAP婦人部は「PAPの政策を広く女性たちに知らせることが婦人部の仕事」としているために, このような政府の姿勢に対して異議を唱えることはない。

儒教的国家, 儒教的家族のあり方と女性のエンパワーメントは両立しない。女性が政治的意思決定の場にほとんどいないのは, シンガポール社会の構造的な問題であろう。

## 明命期中部ベトナムにおける村落流散と附耕 ゲアン省地簿の検討から

中澤正樹（東京大学大学院）

19世紀初頭の北部ヴェトナム農村に観察される現象である行政村落の消失（流散）と他村落の住民による農地の占有（附耕 phu canh）に関して、桜井由躬雄氏はこの両者のいずれもが五月稲の作付がなされた低湿地を中心に発生したと結論し、その原因を18世紀に頻発した農業災害に求めた。

本報告の対象となるゲアン省フンイェン府は北部村落との歴史的・社会的連続性が指摘され、紅河デルタと同様に行政村落の流散と附耕の存在のいずれもが記録されているが、1830年代に作成されたこの地域の土地台帳（地簿）を分析したところ、以下の結果を得た。

\* 『大南寔録』にも記録されている農業災害の頻発により大多数の行政村落は大量の田土を放棄しているが、五月稲田を中心に被害が生じたわけではない。

\* 行政村落の流散は内陸寄りの低湿地に集中して発生しているが、すべての行政村落の地簿が残存しており、短期間での再建が可能であった。

\* 流散した行政村落は周辺の村落と比較して大量の附耕田土を含むわけではなく、基本的に流散した行政村落の再建は人丁の回貫や招致によってなされたと考えられる。

\* 附耕されている田土と作付時期や収穫量との間に相関関係は認められない。

\* 特定の行政村落が近隣の行政村落に大量の附耕田土を保有する事例も例外的に観察されるが、隣接する行政村落間で附耕田を持ち合うなど、行政村落の境界近辺での耕地の錯雑を示す事例が一般的である。

以上の分析結果から、ゲアン省フンイェン府においては、農業災害に対して脆弱な行政村落で放棄された田土が、比較的安定した行政村落の住民によって再開されることによって附耕が成立したとする解釈を取ることは困難であり、附耕発生の原因は、村落の流散をもたらした農業災害以外にもあったと思われる。

発表者はこの地域の附耕発生のプロセスとして次のような仮説を立てている。

\* 黎朝期に私田・私土は非課税であり、行政村落にとって私田・私土の帰属を確定する必要性は必ずしもなかった。

\* 18世紀後半に私田・私土への課税と納税の村請化がなされたため、新たに課税対象となった地片をいずれかの行政村落が管轄する必要性が生じたが、この段階では地片の帰属を確定せず、行政村落間で税額を折半するなどの措置も認められた。

\* 明命期の地簿作成に先立って行政村落の領域確定が義務付けられ、最終的に村落の領域が固定された。

\* その結果、他の行政村落の領域に帰属させられた地片が附耕田となった。

このように、ゲアン省においても紅河デルタと同様の現象が観察できるが、そのような事態が生じた原因は異なっていると結論できる。

## 19 世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼

### 汽船ルートの形成における地域的差異について

国谷 徹（東京大学大学院）

オランダ植民地支配下における現地人の海外渡航が、国民国家としてのインドネシアの形成に大きな影響を及ぼしたことは、20 世紀初頭における蘭領東インドからオランダへの留学生を扱った研究が明らかにしている。だとすれば、同時期（特に 1910-20 年代）におけるメッカ巡礼の活発化は、蘭領東インド各地域の現地人にとって、オランダ留学とは別の、もう 1 つの選択肢が存在したことを示すものであろう。本報告では巡礼活発化の初期段階にあたる 19 世紀末に焦点を当て、蘭領東インドからのメッカ巡礼をめぐる状況の変化を、主にオランダの植民地行政史料を用いて分析する。

1870 年代初頭、東南アジア島嶼部からのメッカ巡礼者の輸送は、イギリスのアルフレッド・ホルト社系列の汽船会社によってほぼ独占されていた。当時メッカでは、シェイクと呼ばれる人々が巡礼者のガイドや交通、宿泊の手配などを行い、同時に東南アジア各地へエージェントを派遣して巡礼者の勧誘を行っていた。汽船会社とシェイクは、協力とは言えないまでも相互依存的な関係にあった。1872 年に設立されたオランダのジェッダ領事は、パスポート管理の徹底と巡礼者保護を強硬に実施しようとした結果、上記のイギリス汽船会社およびシェイクと激しく対立した。

その一方で、オランダのジェッダ領事館設立は蘭領東インド巡礼者の輸送をめぐる汽船会社間の競争を激化させた。1883 年には、ネーデルラント、ロッテルダム・ロイドというオランダの汽船会社 2 社が、ジェッダ領事の要請を受けて蘭領東インド各地からジェッダへの直行便による巡礼者輸送を開始した。オランダ植民地政府は、これによって巡礼者の出入国管理が容易になることを期待し、現地人首長を通して、同社の汽船の利用促進を図った。この 2 社による巡礼者輸送は、イギリス汽船会社の場合と異なり、少なくとも往路に関してはシェイクやそのエージェントの仲介なしで行われていた。

間もなく、この 2 社にイギリスのオーシャン汽船会社を加えた 3 社は企業連合を形成し、ジャワからの巡礼者輸送をほぼ独占することに成功する。しかし一方、外領（主にスマトラ）においては、植民地政府の支援にもかかわらず、3 社はほとんどシェアを獲得することができなかった。即ち、ジャワからオランダ汽船で直接ジェッダへ向かうルートと、外領からシンガポールなどを経由しイギリス汽船でジェッダへ向かうルートという 2 通りのルートが形成された。この 2 通りのルートは少なくとも 19 世紀末まで存続するが、20 世紀に入るとオランダ汽船会社の往復チケットの利用が増加し、1922 年に植民地政府は蘭領東インドからの全巡礼者に対して往復チケット購入を義務付けた。

19 世紀末における 2 つのルートの存在は、ジャワと外領のそれぞれにおいてメッカ巡礼の持つ意味を異なるものにした。即ち、巡礼を通して獲得される、メッカを中心とするイスラーム世界への帰属意識の強さが、両地域において大きく異なると考えられる。

## ビルマの成文法マヌチエ・ダマタツにみるバドン王の政治哲学

### 1782年写本における「追加規定」挿入の意図

奥平龍二（東京外国語大学）

マヌチエ・ダマタツ（Manugye Dhammathat）とは、1752年、コンバウン朝を創始したアラウンパヤー王の命により、パーリ語で書かれたマヌイン・ダマタツ（Manuyin Dhammathat マヌ根本法）のビルマ語訳を基に、下臣チュンウン・ブンマゼーヤが1756年、従前の諸々のダマタツや司法判決、同時代の慣習法等を参考にして新たに編纂したビルマ（ミャンマー）の代表的成文法である。マヌチエ・ダマタツは、既に英領化されていた下ビルマのテナセリム地方の植民地司法行政に役立てるため英国人行政官リチャードソン（D. Richardson）によって英訳され、1847年にはビルマ語テキスト付で刊行された。この刊本はのち、1874年、1891年及び1896年にも各々、第2、3及び4版が刊行されたが、翻訳に使用した写本の制作年月日（ビルマ暦）がいずれの刊本にも明記されておらず正確な日付けは不明であるが、別の西洋語文献によりそれが1760年写本であることが判明している。

他方、ヤンゴン国立図書館には、第6代バドン（=ポードーバヤー）王が即位直後の1144B.E.(=1782A.D.)に筆写されたマヌチエ・ダマタツ貝葉写本の原本が完全な形で現存している。然るに、上記リチャードソン刊本と右写本の構成を比較した結果、前者が全14章から成るのに対して、後者は16章から成り、また、内容的に後者には、国家組織に関する基本的な重要項目（第1章第2部）、30項目に及ぶ新たな慣習法（第3章）、及び第1-15章の要約及び「金」に関する若干の情報（第16章）が追加されており、後者が前者の異本であることは明白である。目下のところ、これら2種類以外には完全な形で現存するマヌチエ・ダマタツは見当たらない。

本発表では、上記2種類のマヌチエ・ダマタツのうち、1782年写本がバドン王の即位直後の数カ月内に制作されている事実に注目し、上記「追加規定」が何故挿入されたか、バドン王の意図を考察することが狙いである。特に、第1章第2項の規定は国王が履行すべき諸々の義務、国家や都市繁栄の条件、裁判官や証人の要件、ダマタツの重要性などを包括的に網羅している。また、新たに追加された慣習法の中で、国王を頂点とする司法行政や裁判手続きが具体的に提示され、さらには、「国王の庇護のもと、サンガが仏教の興隆を図る」という、国王とサンガの関係が明文化されるなど、他のダマタツには見られない重要事項が取り扱われている。かかる意味において、1782年写本は「上座仏教国家」の構造的特徴をより明確にした斬新的な成文法であり、それ故に、その特徴を究明する上で重要な手掛かりになると考えられる。

また、上記マヌチエ・ダマタツの1782年写本が作成された時代は、アラウンパヤー王によって再興されたビルマ王朝（コンバウン朝）が同王のもと、マニプール軍を撃退し、シャン族を支配下に置き、宿敵モン族を制圧し、第3代スィンビューシン王のもと、アユタヤ王国を壊滅させると同時に4度に亘る清軍のビルマ侵略を阻止し、モン族の完全制圧による軍事的安定の上に立ちつつも、国内的には王族間の謀反など王位継承に不安定要因を抱えたまま王位に就いた第6代バドン王治世の初期である。同王もまた円滑な王位継承と王権の安定を企図して王位を脅かす王族や武將を排除するなど不安定要因を一掃することにより政権の安定を図る一方で、その数年後のアラカン（ラカイン）併合（1785）や2度に亘るタイ遠征（1785-1786と1786のいずれも大敗）などの動きに見られる如く、対外遠征による威信

高揚により、ビルマ族を中心とし仏教徒モン、シャン及びアラカン諸族などとの連合による強力な「仏教国家」の樹立という政治的野心に燃えるバドン王の意図が窺い知れる。

以上の背景には、初代アラウンパヤー王が新たな成文法（マヌヂエ・ダマタツ）の編纂を命じ、その第1章に入念なマハータマダ王伝（王権神話）を挿入せしめることによってその理想的政治の伝統を具現化しようとした。志半ばで急逝した父王アラウンパヤーのこの遺志は第6代バドン王に引き継がれ、同王による法律、政治、社会、宗教等の諸局面の改革の一環として上記の成文法への具体的な「追加規定」の挿入となって具体化した。ここに、「仏教国家」の根本原理を追求したバドン王の政治哲学が見い出されるのである。

# シンポジウム《「センサス」を「読む」：植民地国家と統治の文法》

## 趣旨説明

小泉順子（東京外国語大学）

このシンポジウムは、「センサス」という歴史史料を「読む」ことを通して、東南アジアの植民地国家が、その支配下の人間をいかに把握・認識したのかを明らかにし、人の把握方法に反映される国家統治のあり方、あるいは構想される統治の特徴や背後のイデオロギーを考察することを目的とする。

ここでいう「センサス」を「読む」とは、いわゆるセンサスの数字を取りだし、その操作を通して、当該社会を考察することではない。まず何よりもその「誕生」（時期・契機）を問い、作成意図、プロセス・方法、そして集計形態など、センサスを作成するという「行為」と手続きを読むことを指す。さらにそれを踏まえつつ、作成されたセンサスの「様式」例えば、何を「全体」として構想し、それをどのような「部分」に分けているか、どのような項目をたて、それをどのようにカテゴライズしているのかを読みこむことを指している。

東南アジアの植民地国家は、さまざまな時点で人口調査を実施してきた。こうした調査の結果は、「現実」をそのまま反映した「中立的」数字を示す「客観的」史料ではなく、その時点での統治形態やそれを支えるイデオロギーを色濃く反映し、あるいは構想された統治のための手段・道具という性格を備えていた。従って人口調査（「センサス」）は歴史性と政治性を刻印された歴史史料であり、歴史的文脈に位置づけ、様式や作成行為に埋めこまれた恣意性に自覚的にアプローチして初めてこれを「読む」ことができる。このことに無自覚のまま数字の考察に終始するのであれば、作成した統治者の意図に取りこまれ、その意図に沿った社会像を上書き・再生産することになりかねない。また、その作成方法や様式の変化も、ただデータの一貫性に対する障害とみなされてしまいかねない。

シンポジウムでは、インドネシア、ビルマ、フィリピンの事例をとりあげ、それぞれ、あるクリティカルな時点において作成された「センサス」を「読む」。国家による人の把握という問題を、徴税等を目的にした人口調査からいわゆる近代的センサス（国勢調査）まで射程にいれた歴史的な幅の中で考え、その中で作成された人口調査・統計を相互に比較しながら、焦点となる「センサス」の作成背景と手続きを明らかにしていきたい。そして比較を通してみえてくる様式や作成方法の変化を切り口に、人の把握をめぐる植民地国家が構想した統治形態、理念、イデオロギーの変化・断絶・連続を読み解いてみたい。こうして改めて「センサス」を読み直すことを通じて、植民地国家統治をめぐる新たな理解と問題領域を提示することができるのではないだろうか。

## 近代統治制度の導入と妥協 19 世紀前半のオランダの西ジャワ支配

大橋厚子（名古屋大学）

オランダ領東インドについて、「センサス」を読み直すことを通じて植民地国家統治を考えるとすれば、その出発点は B・アンダーソンおよび白石隆の両大家の研究となる。発表者は、この両者の創意に満ちた研究とは若干視点を変えることによって、何ものかを付け加えたいと考えている。すなわち両者が注目している時代は 19 世紀 19 世紀半ば以降の植民地期後期であり、その視点は東ジャバ都市にある中央政府から全国を見渡す位置にある。これに対して筆者は 1) 18 世紀末から 1830 年代までを中心とし、2) ジャワ島西部プリアンガン地方の植民地支配の拠点である内陸小都市から、在地社会を見おろしつつ時にバタビアの植民地政府と本国とを見上げる視点を取りたい。具体的には 18 世紀末から 1830 年代にかけてプリアンガン理事州で作成された各種統計の中から人口統計を数種抜き出し、統計が作成された経緯を考察したのち、人間をカテゴライズするコラム群の変遷を検討したい。

この作業で明らかとなる人口統計の変遷の傾向は次のようである。1) 人口統計を取る目的は 2 つに分けられる。18 世紀末から 1820 年代始めまでの主な目的は、植民地政庁が新しい支配体制を導入する際の情報収集のための調査であり、20 年代末からは、人口の増減を毎年把握するルーティンの調査となった。そしてカテゴリー数は後者において簡素化されていった。2) プリアンガン地方では地方行政単位（理事州）内部の全人口の数え上げは既に 1810 年代から、そしてエスニシティ別の人口把握は 1830 年代から、少なくとも統治者の発想の中に現れた。ただしどこまで貫徹できたかは不明である。3) 人間をカテゴライズするコラム群の変遷は、18 世紀末のエスニシティのカテゴリーを一つも持たない統計から、1840 年代のほぼエスニシティのみで構成されるコラム群へと変化している。この変化は、オランダのプリアンガン統治の流れのなかで見ると、この地方で 18 世紀末頃までに確立していた、コーヒー供出にとって実用的な人間のカテゴライズの方法を捨て、政庁所在地バタビアで既に 17 世紀後半に採用されていたエスニシティ別人口統計の方法を導入するという、行政文書画一化の一過程であった。

以上の 1) から 3) の傾向は、プリアンガン地方の人口統計が、本シンポジウムで言及される地域のなかで比較的早期にルーティン化し、その中でカテゴリーが簡素化、エスニシティ化して 19 世紀後半に接続することを示す。しかしその一方で当時のプリアンガン地方では、エスニシティ化された統計のカテゴリーは民族の構築を促すと言うよりは、この地方で植民地収奪に実際に使用されていた人間の区分法から単に遊離して行った可能性が高い。これは植民地中央政府が 1810・20 年代には自由主義的な植民地支配を模索したものの、結局 1830 年に、強制裁培制度という、中央政府による人口の直接把握を必要としない収奪の制度を採用したことと関係しよう。人口統計のカテゴリーが民族の構築に大きな役割を果たしたとすれば、プリアンガン地方でもやはりそれは 19 世紀後半以降であったと考えられる。

## 王朝政府の人口調査と植民地政府の国勢調査 ビルマの事例から

伊東利勝（愛知大学）

イギリス領ビルマでは、他のインド帝国諸州とともに、それまでイギリス本国で行われていたのに倣い、1872年8月15日に最初の国勢調査が実施された。その後1931年まで10年ごとに調査が行われる。実施にあたっては、調査表や集計用紙の作成・配布など、あらかじめ綿密な準備がなされ、その日の夜、調査員がいっせいに戸別訪問をし、そこに存在する人員数のみならず、各個人について予め定められた項目に関する情報が収集された。

調査項目は訪問した住居の形態（家、船など）、家族構成、その各々の婚姻状況、性別、満年齢、出生地、宗教、母語、職業、教育程度（読み書き能力）、身体的障害からなる。年度によって人種であったものが、母語にかわり、それが母語と人種の項目に分化したりしていくことはあるが、ほぼこの項目が一貫して調査対象になる。

じつは、王朝時代も、住民の個人情報に国家が管理することは当然ながら行われていた。シッターン・サインと呼ばれる調書を地方領主から徴収するもので、ニャウンヤン朝タールン王(1629-48)の時期をもって嚆矢とするというが、それ以前からという見解もある。現在利用できるのは、主としてコンバウン朝時代の1783年と1802年に施行された全国一斉徴収時の記録である。調書は地方領主の出自や領地の地理的状況、公租の賦課方法や王務にかかわる諸種の地方慣行を報告したシッターン部分と、領内の住民を世帯ごとに名前、出生曜日、年齢、大小男女の別、これにアフムダーン（王務従事者）、アティー（平民）、アラー（他所からの入り婿）、カップ（よそ者アティー夫婦）、ある場合には人種などの情報を付したサイン部分からなる。シッターン部分は、統計化しえる性質のものではないが、サイン部分は、中央で集計し国勢の見取り図が作成された。

王室の作成にかかわるとみられる統計史料をみると、個人より世帯が集計の基礎になっており、それがアフムダーンであるかアティーであるかの区別と増減が重要関心事であり、その他の事項はいわば地方領主の専権事項であったようである。ミンドン王（1853-78）による1865年5月のタッタメータ税導入時に、調査表にそって住民の人口、大小男女の別、各人の耕地や林地その他生産手段の所有状況を十戸長に調査・報告させているが、その趣旨からみてこれらが全国的規模で集計されることはなかった。いっぽうイギリス政府によるセンサスによって得られた数字は、単に県別項目別に集計されただけではなく、これらを、ある場合には外国の統計とも縦横に組み合わせつつ、ビルマの色々な姿を描き出すための資料とされた。ビルマ人の結婚平均年齢とカレン人のそれとの比較がなされたり、精神異常者はどの県やどの宗教に多くどの県やどの宗教には少ないか等々。こうして政策の効率化、正統化、また民族、人為的に作られた県、宗教などの実体化とその性格付け、つまりステレオタイプ化、分断化が進められていった。

言うまでもなくステレオタイプ化は、個人を画一的に把握する方向へ進む。それまで個人の社会的分類項目が少ないことによって、ある程度まで多様性を許容していた社会が崩壊し、個人の社会的位置づけが明確になる。これは個の自立化を促進するものではない。多くの新社会集団の出現をうながし、かえって個がそれに埋没することに結果していくことになるのである。

## フィリピン『1903年センサス』 アメリカ統治におけるその意味

永野善子（神奈川大学）

フィリピン史の文脈のなかで、ひとつの「領域国家」としての植民地国家におけるセンサスの歴史的变化過程について議論しようとする、第1に、近代的人口センサス制度がいつ頃導入されたのか、そして第2には、それが国家権力による全面的人口把握として完成された形態をとり始めたのはいつ頃なのかを確定しなければならない。

フィリピンでは、植民地政府による組織的な人口調査が最初に実施されたのは1852年のことであったが、当の植民地政府はこの人口調査をセンサスとはみなしていなかった。

フィリピンの植民地政府自体が実施したと認識したセンサス（スペイン語で"censo"）は地政府自体が実施したと認識したセンサス（スペイン語で"censo"）は、1877年、1887年そして1896年のセンサスである。しかし、このセンサスは、われわれが一般的に国勢調査として理解するような、戸別調査にもとづく人口調査ではなかった。フィリピンで戸別調査にもとづく本格的な近代的センサスが実施されたのは、アメリカ植民地期に入ってから初めて実施された1903年センサスである。

1903年センサスの実施は、1902年7月1日にアメリカ議会で制定された法律によって定められたものである。それによると、「センサスは人口に関わる調査を実施し、すべての住民の氏名、年齢、性別、人種（race）もしくは種族（tribe）、現地生まれか外国生まれか、スペイン語、現地の地方語（dialect）もしくは言語、あるいは英語の読み書き能力、就学状況、住居所有状況、および工業・社会関係統計、島・州（province）、町（municipality）、もしくはその他行政区画ごとのその他の情報について、可能なかぎり包括的な報告書を作成する」、であった。こうして、全国で7000人ほどの国勢調査員による戸別調査が、1903年3月2日に開始された。しかし、全国規模の人口に関わる戸別調査は、センサスの第1段階にすぎなかった。1903年センサスは、スケジュール1からスケジュール6によって構成された。スケジュール2は農業関係統計調査で、農業関係についても住民の農地保有状況についての戸別調査が実施された。スケジュール3は教育と学校関係、スケジュール4は住民の死亡数・死亡率、スケジュール5は社会関係統計、そしてスケジュール6は製造業関係統計の収集が目的とされた。その結果は1905年に、『1903年センサス』（全4巻）として合衆国国勢調査局から刊行された。

その第2巻が「人口」（Population）である。ここでは、フィリピン諸島の住民が、まず平定完了地区人口（"Civilized Population"）と未平定地区人口（"Wild Population"）に大別され、さらに平定完了地区人口については、"Color"、すなわち「肌の色」（"Brown," "Mixed," "Yellow," "White," "Black"）によって分類された。

『1903年センサス』の本質的な人口分類基準は"Citizenship"ではなく"Color"であり、それは1918年、1939年センサスでも、"Race"という枠組みのもとで継承されたのである。

なぜアメリカ統治下フィリピンの人口センサスで、"Color"や"Race"が本質的な人口分類方法として採用し続けられたのであろうか。その第1の理由は、アメリカ本国の人口センサスで、"White"と"Non-White"という人口分類方式が採用されてきたため、フィリピンの人口を「肌の色」で分けることは、アメリカ本土で長らく採用されてきた人口分類方法を踏襲したにすぎなかったことである。そこで、第2に、なぜアメリカが自国の領土を超えて植民地でも同様の人種的序列にもとづいた人口把握を試みたのかについて考えると、アメリカの対外政策がその初発から国内の人種的序列イデオロギーにもとづいて展開

されていたことを指摘することができる。『1903 年センサス』における人口分類方法は、こうしたアメリカ対外政策のイデオロギーを体現したものにほかならなかったのである。